

シンポジウム 趣旨説明¹

「移民の社会統合の理念と現実——後発国の比較研究」

熊本保健科学大学

保健科学部

伊吹 唯

キーワード：後発移民国、社会統合、日常的な実践、日本、韓国、スペイン

1. 本シンポジウム特集のテーマ

本特集は、2019年1月12日に上智大学において、上智大学グローバル・スタディーズ研究科大学院生・若手研究者イニシアティブによるシンポジウム・ワークショップシリーズの一環として開催されたシンポジウム「移民の社会統合の理念と現実——後発国の比較研究」をもとに、当日の報告者のうち3名による論文を集めたものである。本稿は、趣旨説明として、本シンポジウム全体の背景、問題意識、目的などを示すことで、各論文の導入としたい。

本シンポジウムでは、主に以下の2点をテーマとした。1点目に、日本社会における移民の社会統合理念や政策のもとで行われる日常的な実践について検討することである。2点目に、それを日本、韓国、スペインという「後発移民国」3カ国の事例から検討することである。以下では、このようなテーマを設定するに至った背景や問題意識を説明する。なお、本特集号には韓国についての論文は掲載されていないが、シンポジウムでは取り上げたため、本稿では韓国も含めて背景説明などを行う。

¹ 本稿の執筆にあたっては、大阪市立大学特別研究員・カトリック大阪大司教区社会活動センターシナピス川本綾氏、一橋大学大学院博士後期課程上野貴彦氏、慶応義塾大学大学院博士課程清藤春香氏に、各国の状況についてご教示いただき、本稿の内容についてもアドバイスをいただいた。また、本稿中の図表の韓国、スペインの部分は、それぞれ川本氏、上野氏にご担当いただいた。記してお礼申し上げます。

2. 背景

まず、日本社会における移民の社会統合の取り組みの展開を整理する²。戦後の日本社会が最初に直面した外国にルーツを持つ人々は在日朝鮮人であった。かれらに対しては、1950年代半ばまで、同化主義的な社会統合が試みられていたが、その後は、日本社会も在日朝鮮人側もお互いがお互いに対して干渉しないという時代を経て、1970年代には、在日朝鮮人の社会統合が多文化主義的に考えられるように変化していった（外村 2011, 188-200）。

その後の日本社会における多文化主義的な実践の普及を担ったのは、中国帰国者支援とインドシナ難民支援であった。特に 1980 年代以降に数が急増した中国帰国者に対しては、日本社会は当初、同化主義的な支援を行っていた。しかし、1980 年代の支援ボランティアの世代交代、同時期に行われていたインドシナ難民支援を通じた日本社会への多文化主義の導入、上述のような在日朝鮮人の人権闘争による共生意識の普及という国内要因と、1979 年の国際人権規約、1981 年の難民条約の批准による内外人平等原則を含む国際人権レジームの受容という国際社会の動向に影響され、多文化主義的な支援へと転換した（以上、蘭 2011, 166-168）。

そして、在日朝鮮人の社会統合問題で使われていた「共生」という用語と、多文化主義の「多文化」の部分を組み合わせて「多文化共生」という用語が広く使われるようになったのは、1990 年代以降のことであるといわれている。そのきっかけとなったのは、1995 年に発生した阪神淡路大震災であった。このとき、外国人被災者に対する支援の必要性が認識され、「多文化共生」を掲げた支援が行われた。そして、「多文化共生」をスローガンとする移民受け入れ体制の整備は、いわゆる「ニューカマー」が集住する地方自治体を中心に、推進されていった（以上、竹沢 2011, 3-4）。2006 年には、総務省が「多文化共生」社会の推進を地方自治体が行うように求める報告書を作成し（総務省 2006, 5）、それにより「多文化共生」は日本社会における移民の社会統合のモデルとして広まることになった。

以上のように、日本社会における移民の受け入れは、市民社会レベルでまず行われ始め、徐々に地方自治体も参入してきたといえる。国家は、移民の社会統合においては大きな役割を果たしておらず、入国管理に比重をおいている。

3. 問題意識

上述のような流れで、移民の社会統合の取り組みを発展させてきた日本だが、移民の受け入れと社会統合の問題における世界各国のなかでの位置づけでは、「後発移民国」と呼ばれることがある。先行研究においては、後発国の特徴が主に以下の 3 点から論じられて

² 年表は、「4. 本特集の事例」表 4 を参照。

きた。1点目は、移民受け入れ時期の「後発性」である。1990年代以降、グローバルな人の移動についての標準的な学術書として親しまれている *The Age of Migration* では、近年の人の移動の特徴の1つとして、かつての移民送出国が移民受け入れ国となりつつあることが指摘されている (Castles and Miller 2014, 16)。例としては、スペインや韓国、ポーランド、モロッコなどが挙げられている。日本はここに含まれていないが、戦前からアメリカ大陸や旧日本帝国圏内に人を送出していた一方で、1980年代にはインドシナ難民や中国帰国者、1990年前後からはいわゆるニューカマーを中心に外から移動してくる人々の数が急増したことから、移民送出国から移民受け入れ国に転換した国の1つということができるだろう³。これらの国が移民送出国から移民受け入れ国へ転じた背景として、1960年代から1970年代の高度経済成長期を経て1980年代になると、産業の発達一方で少子高齢化や労働人口の減少、若者の社会経済階層の上昇による労働力不足に直面し、その穴を移民が埋めたことが指摘されている (Tsuda 2006, 4、 Hollifield, Martin and Orrenius 2014, 20)。

後発性が指摘される2点目のポイントは、移民受け入れ政策や統合政策の整備における後発性である。ここで頻繁に言及されるのが、「後発効果」である。梶田は、日本は欧米諸国の外国人労働者に対する政策と負の側面から学びながら、自国の外国人労働者政策を整備してきたと論じる (梶田 2001, 193)。また、小井土は、日本は、自国より先行して移民を受け入れてきた各国の政策やそれについての議論に非常に敏感であるとする。一方で、その論争がどのような文脈で起きているものであるかや、日本社会の文脈にどの程度当てはまるかという点を十分に検討しないまま表面的に受容してしまうために、日本社会における適切な議論の発展が阻害されてきたという問題を提示している (小井土 2019, 206-7)。

そして、3点目に、受け入れる移民の特徴が挙げられる。元々移民送出国であったこれらの国は、在外同胞も多く抱えている。このような在外同胞の存在に加え、「移民国家」であるという自認の低さが合わさり、移民受け入れの際に、ホスト社会のマジョリティとエスニシティが近似的である在外同胞、すなわちエスニック移民を好んで受け入れるという特徴を持つ (Milly 2014, 9)。

後発国の特徴については以上のように論じられてきたが、ここでは、日本に視点を戻し、後発国であることの利点と問題点を整理したい。まず、利点としては、先行研究の指摘にもあるように、先行して移民受け入れ、移民統合政策に取り組んできた国々の事例を

³ ただし、日本をこのように移民受け入れ時期をもとに後発国として位置づけることは、戦後から日本社会に暮らしている在日朝鮮人や在日華僑とかれらへの日本社会の対応という経験を見逃すことになりかねない。本特集は、日本の移民受け入れ時期の後発性については、労働力不足による外国人労働者受け入れという文脈で移民送出国から移民受け入れ国に転じた点を主として考えており、在日朝鮮人や在日華僑と日本社会の共生をめぐる歴史の存在を否定するものではない。

参考に、自国の政策を形成することが可能であることが挙げられる。

しかしながら、日本はその利点を活かしてきたとは言いがたい。日本社会における移民統合の取り組みで見たように、その取り組みを先導し、今も変わらずその中心となっているのは、国家ではなく、地方自治体や市民社会、そして、移民受け入れ現場における日常的な実践である。

稲葉は、2018 年末に改正された入国管理及び難民認定法（以下、入管法）について、国家や企業の論理、すなわち、移民の在留資格の有無や、かれらが生産的な労働者であるか否かという点で見れば正当なものに見えても、生活世界の論理、すなわち、かれらを友人や同僚、家族などの関係を結ぶ人間として見れば、そこに潜む理不尽さが詳らかになると指摘している（稲葉 2019, 227-9）。そして、私たちの生活世界においては、移民が自分の周りにいることは「当たり前の実実になって（稲葉 2019, 236）」おり、そこに国家や企業の論理を覆す可能性が秘められていると述べている（稲葉 2019, 236）。また、塩原もオーストラリアにおける「日常的多文化主義 (everyday multiculturalism)」やカナダやヨーロッパにおける「間文化主義 (interculturalism)」などの取り組みを紹介しながら、日本社会においても多文化共生社会の構築のために、このような日常的なレベルにおける「対話」の必要性が高まっていると論じている（塩原 2017, 190-1）。

このように日常的な実践に期待する声もある一方、日本の移民統合への取り組みの「後発性」が強く意識されるために、先発国における取り組みが過度に理想化される傾向があることは、前述の小井土の指摘の通りである。そして、そのような状況は、国家の政策についての論争だけに限らず、日常的な実践についても同様である。

そこで、本特集では、日本の事例を中心としながら、他の後発国の事例も参照しつつ、それぞれの社会において、日常的なレベルの取り組みとして何が行われているのか、それがナショナル、ローカルなレベルにおける政策や取り組みにどのように働きかけているのか検討することを目的とする。

4. 本特集の事例——日本、韓国、スペイン

本特集で取り上げる事例は、日本、韓国、スペインである。韓国は、日本と同じ東アジアの国であり、日本と同様に 1990 年代以降に移民の増加を経験してきた。一方で、日本とは異なり、「多文化政策」などの国の政策として、移民の社会統合に取り組んできた国でもある。また、日本における移民の社会統合の議論はヨーロッパ諸国を先進的な事例として取り上げる傾向にあるが、そのなかで、スペインは後発国に位置づけられ、近年まで注目されてこなかった国である。EU の存在や受け入れている移民の出自など、日本とは大きく異なる部分が多いが、日本や韓国のような多文化主義ではなく、間文化主義を取り入れている国の事例として、本特集で扱うこととした。

ここで、日本、韓国、スペインそれぞれにおける移民の状況を概観しておく。

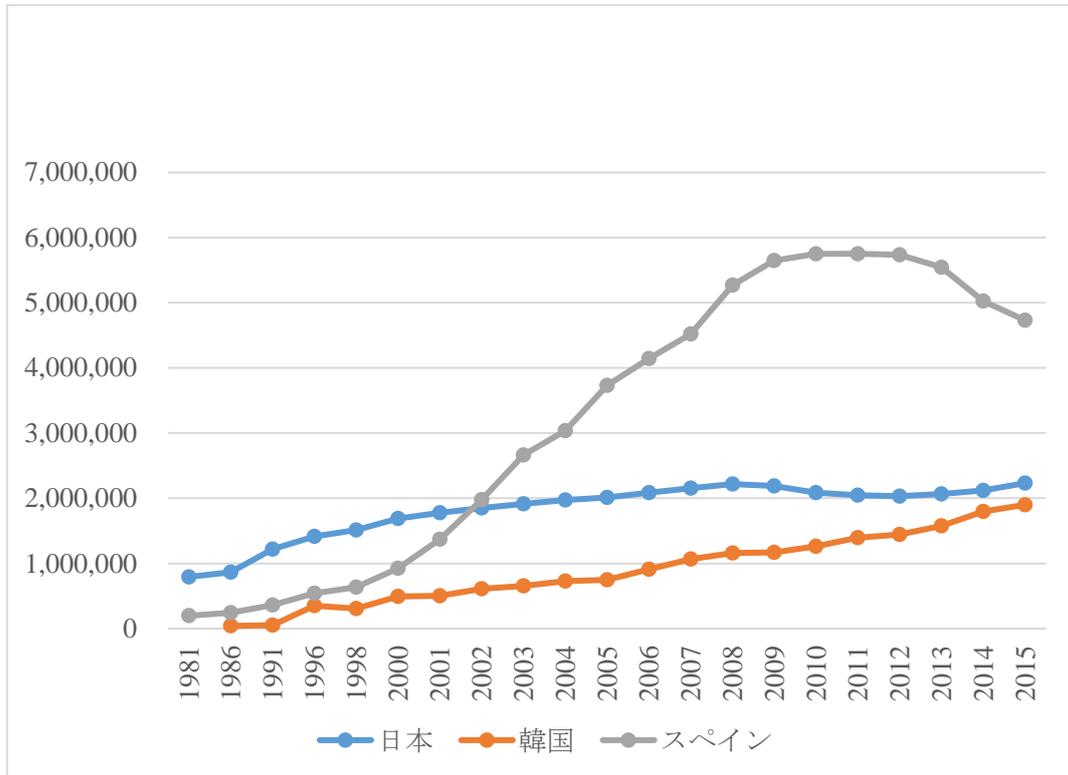


図 1：在留外国人数推移

表 1：在留外国人数推移

	1981	1986	1991	1996	1998	2000	2001
日本	792,946	867,237	1,218,891	1,415,136	1,512,116	1,686,444	1,778,462
韓国		40,920	51,021	351,084	308,339	491,324	501,958
スペイン	198,042	241,971	360,655	542,314	637,085	923,879	1,370,657
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973	2,217,426
	609,797	656,380	728,339	747,467	910,149	1,066,273	1,158,866
	1,977,946	2,664,168	3,034,326	3,730,610	4,144,166	4,519,554	5,268,762
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	2,186,121	2,134,151	2,078,508	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189
	1,168,477	1,261,415	1,395,077	1,445,103	1,576,034	1,797,618	1,899,519
	5,648,671	5,747,734	5,751,487	5,736,258	5,546,238	5,023,487	4,729,644

まず、在留外国人数の推移（図1、表14）を見てみると、日本では、1990年の入管法改正を境として一気に在留外国人数が増加している。その後もコンスタントにその数は増加し、2007年には200万人を超えた。いわゆるリーマンショックと東日本大震災の影響もあり、2009年から2013年までは減少傾向にあったが、2014年からは再びその数は増加している。韓国では、1996年に一気に30万人近く在留外国人数が増加した。その後、その数は徐々に増加し、2007年に100万人を突破した後も、増加を続けている。スペインは1990年代後半に在留外国人数が急速に増え、2001年にはその数は一気に130万人を超え、2000年代に入ってから毎年40万から70万人ずつ増加していた。増加の割合は2009年以降落ち着いており、経済危機を経て、2013年以降は減少傾向にある。

出身国・地域別（表25）では、日本は中国、韓国、ベトナムが上位3カ国を占め、上位15カ国中13カ国がアジアの国と地域、他の2カ国は日系人が多い南米の国である。韓国も日本同様上位15カ国のほとんどがアジアであるが、日本とは異なり、南米ではなくウズベキスタンやロシアが上位に入っている。スペインは、隣接するモロッコの出身が最多となっているが、そのほかはEUの国々が多く、特徴的なのは旧植民地であった中南米の国々が見られる点である。

⁴ 日本については、～2009年は総務省統計局（2012）、2010年～は法務省入国管理局（2019a）をもとに伊吹作成。ただし、2011年までは外国人登録者数、2012年以降は「中長期在留者」と「特別永住者」を合わせた数である。

韓国については、1981年から2014年は、法務部「出入国統計年報」、2015年は「出入国・外国人政策統計年報」（<http://www.moj.go.kr/moj/index.do>）をもとに川本作成。ただし、1981年は出入国者のみの統計だったため数値を入れていない。1986年は1985年の数値。

スペインについては、スペイン国立統計局（INE）（<http://www.ine.es>）をもとに上野作成。

⁵ 日本については、法務省（2018）をもとに伊吹作成。

韓国については、「2017 出入国・外国人政策統計年報」より <http://www.moj.go.kr/viewer/skin/doc.html?rs=viewer/result/bbs/160&fn=1546651726581101> をもとに川本作成。

スペインについては、<http://www.ine.es/jaxi/Tabla.htm?path=/t20/e245/p04/provi/10/&file=00000008.px&L=0> をもとに上野作成。

表 2：出身国・地域別在留外国人数（2017 年）

順位	日本		韓国		スペイン	
	国名	人口	国名	人口	国名	人口
1	中国	730,890	中国	1,018,074	モロッコ	769,050
2	韓国	450,663	ベトナム	169,738	ルーマニア	673,017
3	ベトナム	262,405	タイ	153,259	英国	240,934
4	フィリピン	260,553	米国	143,568	中国	215,748
5	ブラジル	191,362	ウズベキスタン	62,870	イタリア	206,066
6	ネパール	80,038	フィリピン	58,480	コロンビア	165,608
7	台湾	56,724	日本	53,670	エクアドル	135,045
8	米国	55,713	カンボジア	47,105	ブルガリア	123,730
9	タイ	50,179	モンゴル	45,744	ドイツ	110,852
10	インドネシア	49,982	インドネシア	45,328	ウクライナ	106,823
11	ペルー	47,972	ロシア	44,851	ボリビア	99,220
12	インド	31,689	ネパール	36,627	フランス	98,558
13	朝鮮	30,859	台湾	36,168	ベネズエラ	95,474
14	スリランカ	23,348	スリランカ	26,916	ポルトガル	89,005
15	ミャンマー	22,519	カナダ	25,692	パキスタン	82,738

【凡例】

国名 = アジア、国名 = 北米、国名 = 中南米、国名 = EU 加盟国、

国名 = EU 加盟国ではない欧州

*各国の地域は、外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>) での区分に準拠している。

表 3⁶は在留資格別の外国人数、表 4⁷は各国の移民の社会統合の取り組みを整理した年表である。社会統合の取り組みの詳細については各論文に譲るが、ここでは、各国の移民受け入れ政策を概観しながら、表 3 に挙げられている在留資格のいくつかの位置づけを見ていく。

表 3 : 在留資格別外国人数

順位	日本 (2018 年末)			韓国 (2017 年度)			スペイン (2018 年 6 月末)		
	在留資格	人口	構成比	在留資格	人口	構成比	在留資格	人口	構成比
1	永住者	771,568	28.3	在外同胞	415,121	19.0	一般レジーム =EU 市民以外 長期居住	1,797,502	33.5
2	留学	337,000	12.3	非専門就業	279,127	12.8	EU 内自由移動 居住目的未定	1,375,119	25.7
3	技能実習	328,360	12.0	訪問就業	238,880	11.0	EU 内自由移動 EU 市民 永住	734,911	13.7
4	特別永住者	321,416	11.8	永住	136,334	6.3	EU 内自由移動 EU 市民の親族 (第三国市民)	448,291	8.4
5	技術・ 人文知識・ 国際業務	225,724	8.3	結婚移民	122,523	5.6	EU 内自由移動 被雇用労働	279,134	5.2

⁶ 日本については、法務省入国管理局 (2019b) をもとに伊吹作成。

韓国については <http://www.moj.go.kr/viewer/skin/doc.html?rs=/viewer/result/bbs/160&fn=1546651726581101> をもとに川本作成。

スペインについては http://extranjeros.mitramiss.gob.es/es/Estadisticas/operaciones/con-certificado/201806/Residentes_Principales_Resultados_30062018.pdf をもとに上野作成。

⁷ 日本については、外村 (2011)、蘭 (2011)、竹沢 (2011) をもとに伊吹作成。

韓国については、川本 (2018) をもとに川本作成。

スペインについては、深澤 (2015)、小井土 (2017)、上野 (2019) をもとに上野作成。

表 4：各国における社会統合の展開

	日本	韓国	スペイン
1950 年代	在日朝鮮人に対する同化 主義的統合 ⇒日本社会と在日 朝鮮人の相互不干渉な 関係へ	在韓華僑の排除 チャイナタウンの 解体	フランコ体制下での 国内マイノリティの 抑圧や大都市への 国内移民に対する 社会的排除 ⇔フランコ体制末期 から民主化初期に かけて、大都市郊外 での住民運動が高揚
1960 年代			
1970 年代	在日朝鮮人人権闘争		
1980 年代前半	中国帰国者、 インドシナ難民 受け入れ ⇒多文化主義の流入		
1980 年代後半			
1990 年代前半	入管法改正 ⇒日系人を主とする ニューカマーの急増	産業研修生の労働者への 流用と超過 滞在者の急増 ⇒NGO の活動	
1990 年代後半			
2000 年代前半	「多文化共生」誕生 ⇒地方自治体による 「多文化共生」政策の 推進	外国人労働者 受け入れと国際結婚 女性移住者とその 子どもたちを対象 とした定住外国人 政策の拡充	統合政策をめぐる 議論開始 (1994 年末を境に) ←カタルーニャなど 一部自治州先行
2000 年代後半	総務省が地方自治体に 「多文化共生」推進を 求める	多文化主義政策へ 向けた議論開始 ⇒在韓外国人処遇 基本法 (2007)、 多文化家族支援法 (2008)	社会労働党政権 (2004-2011 年) 間文化主義推進 ⇒移民団体の政策 形成参画を促す 双方向・相互的適応 過程としての統合

まず、日本には、戦後から在日朝鮮人などの旧植民地出身者が暮らしていた。元々、帝国臣民として扱われていたかれらは、日本帝国の崩壊後、1952年の「日本国との平和条約」、いわゆるサンフランシスコ講和条約により、日本国籍をはく奪され「外国人」となったが、かれらやその子孫に対しては1991年以降、「特別永住者」という在留資格が与えられた（田中2013, 43-47）。

他方、1980年代後半からは、「外国人労働者」が問題として取り上げられるようになった。これは、単純労働に従事する男性非正規移民の増加の問題が顕在化したためであった。1990年に施行された改正入管法は、このような非正規移民への対応の意味もあったが、結果的に非正規移民は増加し続けた。その背景には、バブル景気のなかでの労働力不足があった。しかし、1990年の入管法改正により急増した日系人や、研修生・技能実習生（在留資格「技能実習」）、留学生（在留資格「留学」）といういわゆる「サイドドア」からの労働力受け入れの増加によって、非正規滞在者の労働力に依存する必要がなくなったこともあり、2000年代以降、非正規移民の規制・排除が厳しくなっていった（以上、鈴木2017, 310-20）。

そして、2019年4月に施行された改正入管法では、特定技能による外国人労働者の受け入れが開始された。これは、外国人労働者を「バックドア」や「サイドドア」からではなく公式に受け入れることになった点ではこれまでからの変化といえるが、かれらの定住化を阻止している点は、過去30年間の日本社会における外国人労働者政策から変化は見られない（高谷2019, 8）。このような日本政府の定住を前提としない政策にもかかわらず、在日外国人の在留資格として「永住者」が最多となっていることから、改正入管法を「移民政策ではない」と繰り返す政府の主張とは異なり、現実には定住や永住を志向する「移民」がすでに多数生活していることが指摘できる⁸。

次に、韓国については、まず、1980年代後半に、労働者受け入れ国への転換と冷戦体制の崩壊、新自由主義の深化を受け、移民政策が発展した。韓国はここから選別的な移民受け入れ政策を展開していくことになる。韓国における移民政策の始まりとして位置づけられる研修生制度は、1991年から開始されたが、それが失敗に終わったことで、政府主導の雇用許可制へ転換する。雇用許可制は基本的には、外国人労働者を定住させないことを前提としていたが、後に、このうちの一部を技能労働者として定住可能な資格を与える制度が設立され、非熟練労働者のなかでも選別が行われるようになった。このような選別性は、専門職移民に対しても見られるが、コリア系移民の在留資格である「在外同胞」にも見られるようになっている。しかしながら、このように選別的な移民政策の展開の一方で、依然として定住を前提としているわけではない（以上、宣2017, 257-73）。表3の在留資格との関係でい

⁸ 是川は、将来人口推計の手法を用いた日本のエスニシティ別人口推計と中長期的な変化から、将来的には日本も欧米の移民受け入れ国家と同規模の移民を受け入れることになることを指摘し、日本も「移民国家」の1つであると指摘している（是川2018, 24）。

例えば、雇用許可制で非熟練労働に従事するのが「非専門就業」である。「在外同胞」は外国籍のコリア系に発給される活動制限がほとんどない在留資格だが、単純労働は禁止されているため、韓国系中国人（「中国朝鮮族」）を含む先進国のコリア系は「在外同胞」、中国や旧ソ連圏のコリア系は「訪問就業」の資格で滞在する（宣 2017, 271）。つまり、「訪問就業」は韓国系外国人のなかでも非熟練労働に従事する者に与えられる在留資格である。

最後に、スペインの移民政策は、民主化後の政治状況や労働市場の状況、経済危機などに規定されてきたが、国内問題というだけでは終わらない広がりを持つ。つまり、フランコによる独裁体制終焉後の欧州経済共同体（EC）への加盟や、旧植民地への対応、カタルーニャ、バスク、アンダルシアなどの地域が強い政策的自律性を持つ自治州国家制のなかで、独特の移民政策が構築されてきた。欧州統合のなかで、移民政策の整備の必要に迫られたスペインだが、その移民レジームは、「欧州共同体レジーム」、「一般レジーム」に分けられる。欧州共同体レジーム内では、2000年代に新しくEUに加盟したルーマニアなどの東欧出身者が、その共同体内でのより自由な移動性を利用し、スペインの労働市場に参入しやすくなる状況が生じてきた。EU市民以外を対象とする一般レジームは、基本的にはガストアルバイターのように就労許可＝滞在許可という制度であったが、実際には観光ビザで入国し就労するという形が広がり、定期的な非正規移民の正規化という特有の形を生み出した。さらに、一般レジーム内では、中南米諸国など旧植民地出身者に対しては市民権獲得などにおいて特惠的な扱いが維持されてきた（以上、小井土 2017, 226-35）。

5. 日常レベルを見る切り口

後発国における移民の社会統合の日常的な実践を見るための切り口として、本特集では以下の3点を意識している。1点目が、「ポスト多文化主義」ともいえる時代における社会統合政策である。ヨーロッパでは、多文化主義の「失敗」が主張され、多文化主義自体に批判が集まるようになってきた。そのなかで、例えば、後発国であるスペインでは、多文化主義の反省にもとづいて間文化主義がとられるようになってきている。日本においては、日本型の多文化主義ともいえるような「多文化共生」への読み替えが行われ、それが移民の社会統合の規範として採用されている。先発国において多文化主義の妥当性や有効性が問い直されているなか、後発国における社会統合のあり方も、先発国のモデルを見本に進めて行くことには限界があるだろう。そこで、日常的な実践から社会統合政策を顧みることによって、より現実的な政策への示唆を得たい。本特集においては、上野論文において、スペインのバルセロナとビルバオにおいて間文化主義が政策に取り入れられていった過程を明らかにする。

2点目は、後発国の特徴でもあるエスニック移民という切り口である。韓国では中国朝鮮族が、日本では中国帰国者や日系人がこれにあたる。後発国は、マジョリティの人々とのエスニックな近似性のためにエスニック移民を好んで受け入れてきたが、かれらの日常

生活においては、ホスト社会からのそのような期待との矛盾や乖離が露呈し、社会統合は必ずしもスムーズには進まない。このような矛盾や乖離にこそ、社会統合へのヒントが隠されているのではないだろうか。伊吹論文は、日本のエスニック移民である日系ブラジル人の男性のライフストーリーから、かれが「日本人性」と「ブラジル人性」を使い分けて日本社会と交渉する様子を明らかにする。

3点目は、家族主義的な移民の受け入れという切り口である。後発国においては、伝統的な家族の形を前提として移民が受け入れられてきた。例えば、韓国では「多文化家族政策」が行われ、日本においては、特に農村で、結婚移住女性の積極的な受け入れが行われた。伝統的な家族の形を前提とし、それを守るために受け入れられた移民だが、かれら自身が多様性を持つ存在であり、かれらが家族の一員になることで家族自体も多様性を持つことになった。そのように多様性に直面した家族が、それを受け入れていく過程は、まさに日常レベルでの社会統合の実践ということができよう。清藤論文では、日本の東北地方の中国系ニューカマー二世世代を事例として、かれらの学業達成における支援団体の機能を考察する。

本来であれば、これら3カ国の事例を比較研究することで新たな知見を得ることが望ましいだろう。しかし、シンポジウムと本特集では、各国における日常レベルでの取り組みとしてどのようなものが見られるのかを明らかにすることを旨とし、今後、3カ国の事例の比較研究を進めていくための第一歩としたい。

引用文献

- 蘭信三. 2011. 「日本帝国崩壊と国民国家の形成」日本移民学会（編）『日本移民学会創設 20周年記念論文集 移民研究と多文化共生』御茶の水書房: 158-176.
- Castles, Stephen, Hein de Haas and Mark J. Miller. 2014. *The Age of Migration: International population movements in the modern world*, 5th ed., Basingstoke : Palgrave Macmillan.
- 深澤晴奈. 2015. 「新しい移民流入国としてのスペイン——社会統合政策の形成と市民社会の反応」『東京大学アメリカ太平洋研究』15: 47-57.
- Hollifield, James F., Philip L. Martin, and Pia M. Orrenius. 2014. The Dilemmas of Immigration Control, James F. Hollifield, Philip L. Martin, and Pia M. Orrenius eds. *Controlling immigration: a global perspective*, 3rd ed., Stanford, CA. : Stanford University Press.
- 法務省. 2018. 「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」e-stat（取得日 2019年7月10日 http://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&lid=000001201946&toukei=00250012&tstat=000001018034&tclass1=000001060399&cycle=1&year=20170&month=24101212&stat_infid=000031669224）.

- 法務省入国管理局. 2019a. 「平成 30 年末現在における在留外国人数について【平成 30 年末】公表資料」. 法務省ホームページ (取得日 2019 年 9 月 6 日 <http://www.moj.go.jp/content/001289225.pdf>).
- . 2019b. 「平成 30 年末現在における在留外国人数について」法務省ホームページ. (取得日 2019 年 7 月 10 日 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html).
- 稲葉奈々子. 2019. 「終章——生活世界の論理による政策を実現するために」高谷幸 (編) 『移民政策とは何か——日本の現実から考える』人文書院: 226-36.
- 梶田孝道. 2001. 「現代日本の外国人労働者政策——西欧諸国との比較を通して」梶田孝道 (編) 『国際化とアイデンティティ』ミネルヴァ書房: 184-219.
- 川本綾. 2018. 『移民と「エスニック文化権」の社会学——在日コリアン集住地と韓国チャイナタウンの比較分析』明石書店.
- 小井土彰宏. 2017. 「スペイン 新興移民受入国のダイナミズム——なぜ 2000 年代を代表する移民国家となったのか」小井土彰宏 (編) 『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会: 221-54.
- . 2019. 「技能——日本の理解を刷新するとき」高谷幸 (編) 『移民政策とは何か——日本の現実から考える』人文書院: 205-225.
- 是川夕. 2018. 「日本における国際人口移動転換とその中長期的展望——日本特殊論を超えて」『移民政策研究』10: 13-28.
- Milly, Deborah J. 2014. *New policies for new residents: immigrants, advocacy, and governance in Japan and beyond*, Ithaca, New York: Cornell University Press.
- 宣元錫. 2017. 「韓国 政府主導の『制限的開放』移民政策の形成——人権と競争力の交差」小井土彰宏 (編) 『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会: 256-78.
- 塩原良和. 2017. 「共生と対話」塩原良和 (編) 『分断と対話の社会学——グローバル社会を生きるための想像力』慶應義塾大学出版会: 181-95.
- 総務省. 2006. 『多文化共生の推進に関する研究会報告書』(取得日 2019 年 7 月 15 日 http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf).
- 総務省統計局. 2012. 「国籍別、在留資格(永住・非永住)別外国人登録数」『日本の長期統計系列』(取得日 2019 年 9 月 6 日 <http://www.stat.go.jp/data/chouki/02.html>).
- 鈴木江理子. 2017. 「日本Ⅱ 外国人選別政策の展開——進行する選別的排除」小井土彰宏 (編) 『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会: 310-36.
- 高谷幸. 2019. 「序章——移民社会の現実を踏まえて」高谷幸 (編) 『移民政策とは何か——

- 日本の現実から考える』人文書院: 7-22.
- 竹沢泰子. 2011. 「移民研究から多文化共生を考える」日本移民学会（編）『日本移民学会創設 20 周年記念論文集 移民研究と多文化共生』御茶の水書房: 1-17.
- 田中宏. 2013. 『在日外国人第三版——法の壁、心の溝』岩波書店.
- 外村大. 2011. 「ポスト植民地主義と在日朝鮮人——帝国崩壊後の民族関係の変遷に着目して」日本移民学会（編）『日本移民学会創設 20 周年記念論文集 移民研究と多文化共生』御茶の水書房: 186-206.
- Tsuda, Takeyuki. 2006. Localities and the Struggle for Immigrant Rights: The Significance of Local Citizenship in Recent Countries of Immigration. Tsuda Takeyuki ed. *Local Citizenship in Recent Countries of Immigration: Japan in Comparative Perspective*. Lanham, Boulder, New York, Toronto and Oxford: Lexington Books: 3-36.
- 上野貴彦. 2019. 「移民をめぐる認識転換に向けた住民参加の拡大と継続——バルセロナ「反うわさ」にみる間文化主義と公共圏の再編」『移民政策研究』11: 145-58.

英語要旨

Ideologies and Reality in the Social Integration of Immigrants
: Comparative Research on Latecomer Countries

Sophia University Graduate School of Global Studies
Doctoral Course in International Relations
Yui Ibuki

This special issue is a collection of articles written by the presenters of Sophia University Global Studies Symposium Organized by Graduate Students and Junior Scholars “Ideologies and Reality in the Social Integration of Immigrants: Comparative Research on Latecomer Countries” (held at Sophia University on 12th January, 2019). The themes of the symposium were as follows: i) to examine everyday practices under a principle of social integration and policies in Japanese society and ii) to examine it from examples of Japan, South Korea and Spain, which are so-called latecomers to immigration. This article, as an introduction for the special issue, explains the background and concerns behind the themes.

Keywords: latecomer countries to immigration, social integration, everyday practices, Japan, South Korea, Spain